

提	1
総 会	1 6 2

## 提 案

## 補欠の会員候補者の承認等について

- 1 提案者 会 長
- 2 議 案
  - 1 退任の申し出のあった別紙1の会員の辞職について同意すること。
  - 2 定年で退任した会員の補欠の会員候補者について別紙2のとおり承認すること。
  - 3 補欠の会員の所属部について別紙3のとおり承認すること。
- 3 提案理由
  - 1 会員から辞職の申し出があった場合、内閣総理大臣は、日本学術会議法第25条の規定に基づき、辞職の承認について日本学術会議の同意を得る必要があるため。
  - 2 定年で退任した会員の補欠の会員候補者を承認する必要があるため。
  - 3 会員の所属部については、日本学術会議会則第6条の規定に基づき、会員から申出のあった部への所属を総会で決定する必要があるが、会員任命と同時に部に所属できるように、あらかじめ補欠の会員の決定時に所属部を総会で決定しておきたいため。

〈参考1〉日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄）

第8条

6 その他選考の手續に関し必要な事項は、幹事会が定める。

〈参考2〉補欠の会員の選考手續について（平成18年6月22日第18回幹事会申合せ）（抄）

3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から5人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。

4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて1人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。

6. 本申合せによる選考手續は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。

ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得ることができるようにするため、前任者の定年に達する日に先立ち手續を開始することができる。

〈参考3〉補欠の会員所属部の決定について

（日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄））

（部への所属）

第6条 法第十一条第四項に規定する会員の部への所属は、会員からの申出に基づき総会が定める。